

契約旅館等利用助成券

(指定宿泊施設の利用代金一部助成)

★利用資格：会員と同居登録家族

- ★利用方法：①各施設や各予約センターへ直接予約・申し込みをして下さい。
その際、必ず「座間市勤労者サービスセンター」の会員である旨をお申し出下さい。(助成対象施設は P.10～P.12 をご覧ください。)
- ②予約後、サービスセンター窓口へ「契約旅館等利用助成券交付申請書」(P. 26) をご記入ご捺印の上、提出して下さい。
不備がなければ、その場で「助成券」を発行いたします。
- ③宿泊施設へ「助成券」を提出して下さい。


★助成額及び回数：会員本人 1泊 3,000円 (毎年度2泊分まで)

同居登録家族 1泊 1,000円 (毎年度2泊分まで)

(年度内であっても助成予定額に達した場合は、申請できない場合もあります。)

★ご旅行をキャンセルした場合・旅行代金を旅行会社等に支払う場合は、助成の対象にはなりませんのでご注意ください。(指定旅行社の場合、旅行代金が一部助成される場合がございます。詳しくは P.13 をご参照下さい。)

★ご旅行後の申請はできません。予約後、必ず施設利用前に申請して下さい。

契約旅館等利用助成券		No. _____
旅館名		
助成金額	円	
利用年月日	年 月 日～ 年 月	
利用者氏名		
発行者	年 月 日 取扱者印 座間市勤労者サービスセンター 	
※利用上の注意 1. この券の利用は会員・家族とします。 2. この券をフロントに提出すると、利用料金から上記金額が控除されます。		

見本